

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月14日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第35回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和4年8月11日(木) ※ 延期した場合は、延期した日とする。